

東京都板橋区住宅宿泊事業を実施する区域及び期間の制限を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業を実施する区域及び期間を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「住宅宿泊業者」とは、住宅宿泊事業者であって、その営む住宅宿泊事業が東京都板橋区の区域内（以下「区内」という。）に存する住宅に係るものをいう。

(制限区域等)

第3条 法第18条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とする。

2 届出住宅（区内に存する届出住宅に限る。以下同じ。）を構成する建築物の敷地が制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地は制限区域の区域内にあるものとみなす。

3 制限区域における住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、日曜日の正午から金曜日の正午までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日の前日の正午から翌日の正午までを除く。

4 前項の規定は、住宅宿泊業者又は住宅宿泊管理業者が、次の各号のいずれにも該当する場合については、適用しない。

(1) 住宅宿泊業者又は住宅宿泊管理業者が次のいずれかに該当する場合。

ア 住宅宿泊事業者（住宅宿泊管理業者である住宅宿泊業者を除く。）が、自ら届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う場合であって、当該住宅宿泊業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と当該届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき。

イ 住宅宿泊管理業者である住宅宿泊業者が、自ら届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う場合であって、当該住宅宿泊業者が自己の生活の本拠として使用する住宅又は当該住宅宿泊業者が住宅宿泊管理業者として使用する営業所若しくは事務所と当該届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき。

ウ 住宅宿泊管理業者が、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う場合であ

って、該当住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所と当該届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき。

- (2) 住宅宿泊業者又は住宅宿泊管理業者が、その管理業務を行う届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問い合わせに対して、即時に対応することができるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月15日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日の日前においても行うことができる。